

## **八幡ロータリークラブ細則**

### **第1章 理事及び役員の選任**

#### **第1条 (会長ノミニーの推薦)**

- 1 現会長及び在籍する前5期パスト会長をもって構成する指名委員会は、互選により委員長を選任した上、10月10日までに会長ノミニーを推薦する。
- 2 推薦された会長ノミニーは、第3条の理事会及び会員総会での指名及び選任を経て、会長として就任する前の年度の7月1日に会長エレクトとなる。

#### **第2条 (理事及び役員)**

役員並びに理事（担当する役員及び委員長を含む。）は別紙のとおりとする。

#### **第3条 (理事及び役員の選任)**

- 1 11月理事会において、現会長（次年度直前会長）及び現会長エレクト（次年度会長）以外の次年度理事（担当する役員及び委員長を含む。）9名並びに同非理事役員（SAA）の各候補者を指名する。
- 2 12月会員総会において、前項の次年度理事及び同役員を選任する。

#### **第4条 (欠員補充)**

- 1 理事又は役員に欠員が生じた場合は、残りの理事によって構成する理事会にて欠員候補者を指名し、臨時会員総会において欠員を選任・補充する。  
ただし、会長エレクトの補充については、指名委員会の推薦を経るものとする。
- 2 次年度理事又は同役員に欠員が生じた場合は、残りの次年度理事によって構成する次年度理事会において欠員候補者を指名し、臨時会員総会において欠員を選任・補充する。  
ただし、次年度会長エレクトの補充については、指名委員会の推薦を経るものとする。

#### **第5条 (役員補佐の任命)**

会長エレクトは、次年度幹事補佐として副幹事、同SAA補佐として副SAA、同会計補佐として副会計を、それぞれ若干名任命することができる。

### **第2章 会員総会**

#### **第6条 (会員総会の構成)**

会員総会は、本クラブの会員（ただし、名誉会員を含まない。本章において「会員」という場合同じ。）をもって構成する。

#### **第7条 (会員総会の決議事項)**

- 1 会員総会は、次の事項を最終的に決議する。
  - ① 理事及び役員の選任（欠員の補充を含む。）
  - ② 細則の改正

- ③ 本クラブの重要な組織変更（合併、分割等）又は解散
- 2 本クラブを拘束する決議等は、理事会で審議した後でなければ、会員総会で審議してはならない。

#### 第8条（会員総会の開催及び決議方法）

- 1 会員総会のうち、年次総会は12月の本クラブ例会時に開催する。
- 2 会長又は理事会は、前項のほか、本クラブの例会時に臨時会員総会を開催することができる。
- 3 会員総会の決議は、本細則に特別の定めがある場合を除き、会員の総数の3分の1以上が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

### 第3章 理事及び理事会

#### 第9条（理事の任務）

理事は、理事会に出席し、理事会の審議を通じて、本クラブの運営に参画する。

#### 第10条（理事会の構成）

理事会は理事総数11名で構成する。

#### 第11条（理事会の権限）

- 1 理事会は本クラブの運営を決定する。  
ただし、第7条第1項に規定する事項については会員総会にて最終決定する。
- 2 理事会は、日常業務に関する事項については、会長に運営を委任することができる。
- 3 理事会は、本クラブの中長期課題についても、継続的に計画・執行・点検・計画改善を行うものとする。

#### 第12条（理事会の開催及び決議方法）

- 1 定例理事会は、原則として、毎月第1例会後に開催する。  
ただし、会長は、必要に応じ、定例理事会の開催日時を変更することができる。
- 2 臨時理事会は、会長が必要を認めたとき、又は理事2名以上の要請があるときに、会長が招集する。  
臨時理事会は、電話、ファクシミリ、電子メール、SNS等による意見交換・決議でも、これを実施することができる。
- 3 理事会の決議は、理事の過半数を定足数とし、出席理事又は決議発信理事の過半数をもって行う。

#### 第13条（議事録の作成）

幹事は理事会議事録を作成する。

### 第4章 役員の任務

#### 第14条（会長）

会長は、本クラブを代表し、理事会及び会員総会にて議長を務め、理事会が決定又は委任した業務の執行を統括する。

第15条（会長エレクト・直前会長）

- 1 会長エレクトは、会長又は理事会から指示された業務を行うとともに、次年度のクラブ運営の準備を行う。
- 2 直前会長は、会長又は理事会から指示された業務を行うとともに、会長に助言する。

第16条（副会長）

副会長は、会長不在の場合に会長の任務を代行するとともに、会長を補佐する。

第17条（幹事）

幹事は、会長を補佐し、次の業務を行う。

- ① 例会、理事会及び本クラブの諸会合の通知、記録保管
- ② 国際ロータリー事務局、地区事務局等への対外的連絡・折衝
- ③ クラブ財政の管理
- ④ その他、他の役員の任務に属さないクラブ運営全般

第18条（会計）

会計は次の業務を行う。

- ① 会費等の請求・徴収
- ② クラブ資金の管理
- ③ クラブ運営に関する費用の支払
- ④ 会員又は理事会に対するクラブ財政の報告
- ⑤ その他会計・資金管理に関する事項

第19条（SAA）

SAAは、クラブ例会の運営を監督するとともに、会長又は理事会から指示された業務を行う。

## 第5章 委員会の構成及び委員等の任命

第20条（委員会の構成）

- 1 本クラブは、次の委員会をおく。

(1) クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕委員会には、次の委員会をおく。

- ① 出席・プログラム委員会
- ② 親睦委員会
- ③ 広報・会報・雑誌委員会
- ④ 会員選考・職業分類委員会
- ⑤ 会員増強委員会

- (6) 会員研修（ロータリー情報）委員会
- (2) 社会奉仕委員会
- (3) 青少年奉仕委員会
- (4) 国際奉仕（W S C・米山・ロータリー財団）委員会
- (5) 職業奉仕委員会

2 会長は、理事会の承認を得て、既存委員会の任務を加減し、特定分野を担当する委員会を新設し、既存委員会を統廃合することができる。

#### 第21条（委員等の任命）

- 1 クラブ奉仕委員会内の委員会の委員長及び各委員会の委員は、毎年度、会長が、理事会の承認を得て、任命する。  
ただし、業務の継続性を維持するために、3年を限度として、1名又は数名の委員を任命できる。
- 2 会員研修（ロータリー情報）委員会の委員は、原則として、会長・幹事経験者を任命するものとする。

### 第6章 委員会の任務

#### 第22条（クラブ奉仕委員会）

- 1 クラブ奉仕委員会は、クラブ活動全般を円滑に行う方策を実施する。
- 2 クラブ奉仕委員会に、次の業務を担当する委員会をおく。
  - (1) 出席・プログラム委員会
    - ア) 例会及びその他の会合（地区大会、IM、地域大会及び国際大会を含む。）への出席を奨励する。  
特に、クラブ例会への出席及び出席メークアップの奨励、出席不良への対処等の方策を講じて出席率の向上を図る。
    - イ) 年間卓話計画を立案し、例会プログラムの準備、卓話者の手配等を行う。
  - (2) 親睦委員会
    - 会員相互の親睦を図るため、各種行事を計画・実行する。
  - (3) 広報・会報・雑誌委員会
    - ア) 対外的に広く、ロータリーの理念、活動等に関する情報を発信する。
    - イ) 週報を編集発行し、会員にクラブ運営、行事等に関する情報を提供する。
    - ウ) ロータリーに関する雑誌に対する会員の関心を高める。
  - (4) 会員選考・職業分類委員会
    - ア) 推薦された会員候補者について、その適格性に関し、必要な調査を行い、その結果を理事会に報告する。
    - イ) 職業分類表を検討し、必要に応じ、理事会に諮って、これを修正する。
  - (5) 会員増強委員会

職業分類表の未充填職業に関する会員充填を含む会員増加を図るため、会員に適格者の推薦を要請するとともに、役員及び委員会と共同して、退会防止を含む会員数の維持に取り組む。

(6) 会員研修（ロータリー情報）委員会

会員候補者に対し、インフォメーションを通じて、ロータリークラブの理念、責務等に関する情報を教示するとともに、会員、特に新会員に対し、ロータリー活動に関する情報（国際ロータリーの運営動向を含む。）を提供する。

第23条（社会奉仕委員会）

社会奉仕委員会は、地元（主として八幡東区であるが、より広域もあり得る。）における社会貢献の観点から、各種行事を計画・実施し、必要な協力・援助を行う。

第24条（青少年奉仕委員会）

1 青少年奉仕委員会は、青少年の健全な育成を図る観点から、青少年に関する活動を計画・実行し、また必要な協力・支援を行う。

2 青少年奉仕委員会に次のローターアクト部門とインタークト部門をおき、ローターアクト部門を委員長が、インタークト部門を副委員長が、それぞれ担当する。

(1) ローターアクト部門

八幡ローターアクトクラブの活動を支援する。

(2) インタークト部門

九州国際大学付属高等学校のインタークトクラブの活動を支援する。

第25条（国際奉仕（WSC・米山・ロータリー財団）委員会）

国際奉仕（WSC・米山・ロータリー財団）委員会は、国際親善、理解及び平和を推進する観点から、姉妹クラブとの友好・親善活動を含む国際活動を計画・実行するとともに、WSC・米山・ロータリー財団に関する活動を支援する。

第26条（職業奉仕委員会）

職業奉仕委員会は、会員の職業に関する倫理、能力等の向上の観点から、これらに資する諸活動を計画・実行する。

## 第7章 例会

第27条（例会の日時）

1 本クラブの例会は、原則として、毎週火曜日12時30分に開催する。

2 会長は、必要に応じ、前項の日時を変更することができる。

幹事は、例会の変更又は中止を事前に会員及び関係クラブに連絡するものとする。

第28条（出席規定の免除）

定款に基づく出席規定の免除を受ける場合には、理由を記した書面を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第29条（例会順序）

例会は、原則として、次の順序で行う。

ただし、S A Aは、必要に応じ、会長の承認を得て、順序を変更し、事項を加除修正することができる。

- ① 点鐘（会長）
- ② ロータリーソング（毎月第1例会は国歌斉唱を併せて行う。）
- ③ 来客紹介（会長）
- ④ 出席報告（出席・プログラム委員会）
- ⑤ 出席皆勤表彰：原則として月末例会日（出席・プログラム委員会）
- ⑥ 誕生日及び記念日お祝い：原則として月初例会日（親睦委員会）
- ⑦ 会長の時間（会長）
- ⑧ 委員会報告（関係委員会）
- ⑨ ニコニコボックス披露（親睦委員会）
- ⑩ 幹事報告（幹事）
- ⑪ 卓話
- ⑫ 点鐘（会長）

## 第8章 入会

### 第30条（正会員）

1 正会員の入会手続は、原則、次のとおりとする。

- ① 会員が会員候補者を推薦する場合は、書面をもって、幹事に通知する。
- ② 幹事は、上記①の候補者につき、速やかに、会員選考・職業分類委員会に対し、適格性審査を依頼するとともに、理事会に上記①の推薦があったことを報告する。
- ③ 幹事は、会員選考・職業分類委員会による上記②の意見を添えて、理事会に入会の承認・不承認の議題を上程し、理事会は、これを決議する。

理事会において入会不承認とされた場合は、幹事は、同結果を推薦会員に通知し、必要に応じ、同推薦会員経由にて候補者に連絡する。

- ④ 理事が入会承認した場合は、幹事は、会員に対し、入会に異議があるときは7日以内に幹事宛てに理由を付した異議申立書面を提出するよう通知する。
- ⑤ 上記④の期間に異議申立てがなかった場合は、幹事は、これを理事会に報告するとともに、インフォメーションを準備する。

上記④の期間に異議申立てがあった場合は、幹事は、理事会でこの内容を報告し、理事会は再審議の上、出席理事の反対がなかったときは、会員候補者として承認されるものとする。

- ⑥ インフォメーションは、会員研修（ロータリー情報）委員会が主管し、推薦者、会長、幹事及びその他の理事・役員（出席可能者）が出席し、会員候補者

に対し、ロータリー活動に関する資料を渡し、説明を行う。

⑦ 本条の規定により、入会が承認された時は、幹事は、入会者の氏名を国際ロータリー事務局に報告し、会長は、入会者を例会において紹介する。

会員候補者は、入会申込書を提出し、かつ入会金を納入することにより、クラブ会員に選ばれたものとする。

### 第31条（名誉会員）

名誉会員の承認手続は、前条と同様の方法で行う。

## 第9章 入会金及び会費

### 第32条（入会金）

入会金は6万円とする。

ただし、会員が勤務・退職等の事情により退会し、同一組織より会員候補者が推薦され入会した場合の入会金は3万円とする。

### 第33条（会費）

会費は年額18万円とし、その半額を、7月末日、1月末日までに各納入する。

## 第10章 会計

### 第34条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの期間とする。

### 第35条（資金管理）

本クラブの資金は理事会指定の銀行に預金する。

### 第36条（会計管理）

1 本クラブの会計（出納事務を含む。）は、会計担当役員（以下、単に「会計」という。）が、これを統括管理する。

2 出納は、会計が、出金伝票等に対する会長及び幹事（必要に応じ担当委員長）の承認署名又は押印を得て、自らその事務を行い、又は副会計若しくは事務局職員にその事務を命じることにより行う。

### 第37条（予算・決算）

1 会長は、幹事及び会計と協議の上、会計年度のはじめに年度収支予算を編成し、これを理事会に付議し、承認を求める。

2 前年度会長は、同幹事及び同会計と協議の上、会計年度のはじめに前年度決算を行い、同決算書に直前幹事の監査を受け、決算書を理事会に報告する。

## 第11章 改正

### 第38条（改正）

1 本細則は、改正案を会員総会の会日の7日前に会員に提示した上で、定足数を満

たす会員が出席する会員総会において、出席会員の3分の2以上の賛成によって改正できる。

- 2 国際ロータリーの定款及び細則並びに本クラブの定款に違背する改正は行うことができない。

## 第12章 重要な組織変更又は解散

### 第39条（重要な組織変更又は解散）

重要な組織変更（合併、分割等）又は解散は、提案を会員総会の会日の1か月前に会員に示した上で、過半数を超える会員が出席する会員総会において、出席会員の4分の3以上の賛成によって決定しなければならない。

#### 【細則改正経緯】

1. 2000年4月25日臨時総会において改正
2. 2001年4月24日臨時総会において改正
3. 2002年6月18日臨時総会において改正
4. 2003年6月3日臨時総会において改正  
(以上の改正細目は2003年7月の「細則」最終頁に記載)
5. 2008年12月9日年次総会において改正  
(委員会名の改正)
6. 2009年6月16日臨時総会において改正  
(諮問委員会の構成員変更、会長ノミニーの導入に伴う改正、次年度理事候補者及び委員会名の文言改正)
7. 2010年規定審議会によるクラブ定款改正に伴い、役員に直前会長を追加(2011年7月1日改正)
8. 2018年6月12日臨時総会において改正  
2016年規定審議会によるクラブ定款改正に伴い、全面改正

(別紙)

役員・理事（担当する役員及び委員長を含む。）

第1 役員

会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、直前会長、SAA

第2 理事（担当する役員及び委員長を含む。）

理事（会長）、理事（会長エレクト）、理事（副会長）、理事（幹事）、理事（クラブ奉仕委員長）、理事（社会奉仕委員長）、理事（青少年奉仕委員長）、理事（国際奉仕委員長）、理事（職業奉仕委員長）、理事（会計）、理事（直前会長）

以上